

成人の1型糖尿病医療費助成Q & A

No.	質問	回答
1	進学で佐賀県に住んでいるが、住民票が佐賀県内に無い。どうすればよいか。	佐賀県内に住所を有する1型糖尿病患者が対象です。住民票を移してから、医療費助成申請を行ってください。
2	18歳で小慢の助成を受けているが、こちらでも助成してもらえるのか。	現在小慢の助成を受けられている方は対象外です。小慢の助成期間終了後～25歳までが対象です。
3	小慢受給者証は返却し手元にないがどうすればよいか。	県庁に確認したところ小慢受給者証に代わるもの発行は行っていないとのことですので、医師の診断書（発症時期もしくは初診日が記載されたもの）をご提出ください。
4	医師の診断書で必要な記載は何か。	「1型糖尿病であること」と、「発症時期もしくは初診日」を必ず記載してもらってください。なお、診断書は「原本」をご提出ください。
5	佐賀県に住んでいるが、県外の医療機関を受診した医療費も対象になるか。	佐賀県内に住民票があれば、県外の医療機関で受診されても対象になります。その際は、県外の医療機関を受診する理由をお知らせください。
6	所得課税証明書などは原本を提出するのか。	「所得課税証明書」と「住民票」は発行から3か月以内の「原本」をご提出ください。
7	国民健康保険に加入しているが、保険証（写）の提出はどのようにすればよいか。	世帯全員の保険証（写）が必要です。また、世帯でご本人と同じ国保の方全員の所得課税証明書（原本）が必要となります。
8	助成期間はいつまで対象か。	26歳の誕生日の前日までに医療機関を受診した医療費が対象となります。
9	社会保険加入の父の扶養に入っている。保険証（写）と所得課税証明書はどのように提出すればよいか。	ご本人の保険証（写）とお父様の所得課税証明書をご提出ください。